

個別の原価等について

(修繕費、スマートメーター関連費用、その他経費・控除収益)

平成25年12月10日

資源エネルギー庁

1. 修繕費	P 2
2. スマートメーター関連費用	P17
3. その他経費・控除収益	P28

1. 修繕費

1. (1) 修繕費の概要①

○修繕費は、固定資産の通常の機能を維持するため、部品の取替え、損傷部分の補修、点検等に要する費用。

一般電気事業供給約款料金算定規則

(修繕費の算定)

第三条

2 四 普通修繕費及び取替修繕費の合計額であって、実績値及び供給計画等を基に算定した額

- ・普通修繕費：「取替修繕費」に整理されるもの以外を設備ごとに整理する。雑給、消耗品費、伐採補償料等の補償費、委託費及び諸費(雑損を除く)で修繕のためのもの及び借入資産に関するものを含む。(例:保安規程に基づく定期点検、発電機のオーバーホール、送電鉄塔の塗装など)
- ・取替修繕費：取替資産の取替に要する費用を設備ごとに整理する。(例:高圧電線張替、計器工事(スマートメーター含む)、開閉器取替(太陽光対策含むなど))

<中部電力>

(単位:億円)

	今回申請 (H26-28)	前回 (H20)	差 引	備 考
水 力	86	124	▲38	実施時期の見直し、調達単価削減による減
火 力	615	714	▲99	設備の効率的運用、調達単価削減による減
原 子 力	185	202	▲17	
新 エ ネ	1	-	1	設備区分の新設
送 電	96	100	▲4	
変 電	130	128	2	設備の高経年化に伴う変圧器修理の増など
配 電	1,013	889	124	
普通修繕費	271	292	▲21	
取替修繕費	741	597	144	高圧絶縁電線劣化更新、スマートメーター導入、太陽光発電連系に伴う電圧変動対策など
業 務	46	55	▲9	
合 計	2,172	2,212	▲40	

1. (1) 修繕費の概要②

【メルクマールとなる修繕費率との比較】

<中部電力>

(単位:億円)

	今回申請	20～24年度 5か年平均
平均修繕費(A)	2,172	2,070
平均帳簿原価(B)	132,066	125,167
比率 (A/B)	1.64%	1.65%

・基本的に個々の件名を積上げる方式にて算定している。

(参考)修繕費率のメルクマール比較

	東京電力	関西電力	九州電力	東北電力	四国電力	北海道電力
	18～22年度 5か年平均	19～23年度 5か年平均	19～23年度 5か年平均	18～22年度 5か年平均	20～24年度 5か年平均	20～24年度 5か年平均
修 繕 費 率	1.44%	1.91%	2.22%	2.51%	2.15%	2.65%

※修繕費率＝平均修繕費／平均帳簿原価

※東京電力及び東北電力の修繕費率は、東日本大震災の影響等による異常値との考えから、東京電力においては23年度実績を、東北電力においては23年度実績及び24年度実績を排除している。

1. (1) 修繕費の概要③

【災害復旧修繕費】

(単位: 億円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	最大値、最小値を除いた 過去10年間の平均値
中 部 電 力	3	11	3	3	3	2	28	7	12	5	6

(参考) 先行他社の災害復旧修繕費のメルクマール

(単位: 億円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	最大値、最小値を除いた 過去10年間の平均値
関 西 電 力	0	1	21	3	0	0	2	6	0	17	3.5
九 州 電 力	3	6	59	44	42	17	2	2	0	3	14.9

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	最大値、最小値を除いた 過去10年間の平均値
東 北 電 力	11	9	27	13	19	19	15	28	6	24	17.2
四 国 電 力	1.1	13.0	7.1	0	0	0	0	0	3.3	0	1.4
北海道電力	11.7	1.2	2.0	3.5	2.0	0	0	0	0	2.0	1.3

1. (2) 一般電気事業供給約款料金審査要領(抜粋)

(改正後)

第2章 「原価等算定」に関する審査

第2節 営業費

- 3 修繕費については、事業者各社一律に設定するのではなく、各社ごとに、過去実績を元にした基準(帳簿原価に占める修繕費の割合である修繕費率等)等をメルクマールとして設定する。その際、修繕費率の算定期間は一定の長期間とすることとし、直近5年間を基本とする。査定時においては、効率化努力と併せて、今後想定される投資の増加に対する事業者の取組を個別に考慮する。なお、災害等復旧に係る修繕費については、直近10年間から年間の災害等復旧に係る修繕費が最大の年及び最小の年を除いた8年間の実績平均値を基本とする。

1. (3) 修繕費の審査に係る論点

- (ア) 中部電力は第三者に外注して、平成24年度の資機材・役務調達の経営効率化実績について分析・評価を受けているが、それが原価にどのように反映されているか。
- (イ) 改正後の審査要領においては、「修繕費については、事業者各社一律に設定するのではなく、各社ごとに、過去実績を元にした基準(帳簿原価に占める修繕費の割合である修繕費率等)等をメルクマールとして設定する。その際、修繕費率の算定期間は一定の長期間とすることとし、直近5年間を基本とする。」とされているが、今回の申請がそれに沿ったものとなっているか。
- (ウ) 改正後の審査要領においては、災害復旧修繕費については、「直近10年間から年間の災害等復旧に係る修繕費が最大の年及び最小の年を除いた8年間の実績平均値を基本とする。」とされているが、今回の申請がそれに沿ったものとなっているか。
- (エ) 修繕費率による査定は、過去の実績を踏まえたものであるため、このメルクマールに沿ったものとなっている限りにおいては、基本的には設備の安全や安定供給が図られると考えられるが、例えば、以下の点を確認することにより、設備の安全や安定供給を確保した上で、更なる効率化を図る余地があるのではないか。
- ― 除却設備にかかるもの、送電線異電圧・空回線等にかかるものについては認めないなど、必要不可欠な修繕に限定されているか。
- (オ) 関係会社間の取引を含め、入札の実施が最大限行われているか。

【東京】

(1)修繕費率の妥当性の確認

- 東電がメルクマールとした修繕費率は1.44%(18～22年度実績)であり、修繕費申請額の帳簿原価に対する比率は1.40%であることから、メルクマールの範囲内になっていることを確認した。
- 修繕費率の算定から23年度実績を除いたのは、東日本大震災の影響で極端に修繕の繰延を行った結果、修繕費率が極めて低い値(0.95%)となったため異常値として排除したことによるものであるが、この考え方については妥当と考えられる。

(2)具体的な方針案

- レートベースに関連する修繕費は、電気事業の運営にとって真に必要不可欠なものであるかについて、不使用設備、予備品／予備設備等を中心に行った特別監査(立入検査)の結果を確認し、以下の項目については、レートベース、減価償却費との整合性を踏まえ、修繕費も原価から除外すべき。
 - ・社宅等の空室分
 - ・予備品及び予備設備
 - ・除却設備等
 - ・送電線異電圧
 - ・送電線空回線及び空管路
 - ・長期計画停止発電所(安全維持に係るものを除く)
 - ・その他(スポーツ施設、PR館)
- また、修繕費については、金額の多いものから100件を抽出して特別監査が行われたが、これを受けて、今後契約を締結するものや、契約交渉を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき原価から削減すべきである。

(参考)電気料金審査専門小委員会(東京、関西、九州、東北、四国、北海道)における検討結果②

【関西、九州】

1. 修繕費率の妥当性の確認

修繕費率の算定については、一定の長期間である直近5ヶ年の実績を基本として算出することが妥当である。

<関西電力>

(1)メルクマールとした修繕費率は、直近5ヶ年で1.91%(平成19～23年度実績)であり、修繕費申請額の帳簿原価に対する比率は1.85%であることから、メルクマールの範囲内になっていることを確認した。

<九州電力>

(2)メルクマールとした修繕費率は、直近5ヶ年で2.22%(平成19～23年度実績)であり、修繕費申請額の帳簿原価に対する比率は2.19%であることから、メルクマールの範囲内になっていることを確認した。

2. 特別監査に基づく査定等

レートベースに関連する修繕費は、電気事業の運営にとって真に必要不可欠なものであるかについて、先行投資、不使用設備、予備品／予備設備等を中心に行った特別監査(立入検査)の結果を確認し、以下の項目については、レートベース、減価償却費との整合性を踏まえ、修繕費も原価から除くべきである。

- ・送電線異電圧
- ・送電線空回線及び空管路
- ・発電所・送電設備等における長期間不使用の土地、建物、機械装置
- ・社宅の空室分
- ・予備品及び予備設備
- ・その他(無償貸与設備、スポーツ施設、PR施設等)

(参考)電気料金審査専門小委員会(東京、関西、九州、東北、四国、北海道)における検討結果③

3. 災害復旧修繕費については、偶発的に発生するものであるが、3年の原価算定期間の間には、過去の例を踏まえ、ほぼ確実に発生することが見込まれることから、原価算入は妥当である。なお、その算出にあたっては、災害の発生規模が年によって大きく変動することを踏まえ、より長期の期間である過去10年間の実績を基本に、当該10年間に於いて損害額が最大の年及び最小の年の実績を除いた8年間の実績の平均値により算出すべきである。(申請は関西電力が過去10年間の実績平均値、九州電力が過去5年間の実績平均値)。
 関西電力の災害復旧修繕費については、過去10年間(平成14～23年度)の実績から最大値、最小値を除いた平均値に減額すべきである。なお、九州電力については、過去5年間(平成19～23年度)の実績から算出しているが、過去10年間の実績から最大値、最小値を除いた平均値を下回っている。
4. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき原価から減額すべきである。

【参考】 災害復旧修繕費の発生推移及び最大値、最小値を除いた平均値

(単位:億円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	平均値
関西電力	0	1	21	3	0	0	2	6	0	17	3.5
九州電力	3	6	59	44	42	17	2	2	0	3	14.9

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(単位:億円)

	今回申請額	備 考
関西電力	4.9	過去10年間(14～23年度)の実績から算出
九州電力	4.8	過去5年間(19～23年度)の実績から算出

【東北、四国】

1. 修繕費率の妥当性の確認

修繕費率の算定については、一定の長期間である直近5ヶ年の実績を基本として算出することが妥当である。

＜東北電力＞

- (1)メルクマールとした修繕費率は、直近5ヶ年で2.51%(平成18～22年度実績)であり、修繕費申請額の帳簿原価に対する比率は2.24%であることから、メルクマールの範囲内になっていることを確認した。なお、東北電力においては、平成23年度及び平成24年度は東日本大震災の影響等による異常値と考えられるため、メルクマールとして平成18～22年度実績を採用することとした。

＜四国電力＞

- (2)メルクマールとした修繕費率は、直近5ヶ年で2.15%(平成20～24年度実績)であり、修繕費申請額の帳簿原価に対する比率は2.16%であるが、特別監査等による減額反映後の比率は2.14%であり、メルクマールの範囲内になっていることを確認した。なお、四国電力においては、平成24年度の修繕費が明らかになっていることから、メルクマールとして平成20～24年度実績を採用することとした。

2. 特別監査に基づく査定等

レートベースに関連する修繕費は、電気事業の運営にとって真に必要不可欠なものであるかについて、先行投資、不使用設備、予備品／予備設備等を中心に行った特別監査(立入検査)の結果を確認し、以下の項目については、レートベース、減価償却費との整合性を踏まえ、修繕費も原価から除くべきである。

- ・送電線異電圧
- ・送電線空回線及び空管路
- ・発電所・送電設備等における長期間不使用の土地、建物、機械装置
- ・社宅の空室分
- ・予備品及び予備設備
- ・その他(無償貸与設備、スポーツ施設、PR施設等)

3. 災害復旧修繕費については、関西電力及び九州電力の査定と同様に、過去10年間の実績を基本に、当該10年間に於いて損害額が最大の年及び最小の年の実績を除いた8年間の実績の平均値により算出すべきである。この場合、平成24年度の災害復旧修繕費が明らかになっていることから、平成15～24年度の期間を適用すべきである。(申請は東北電力が過去5年間の実績平均値、四国電力が過去10年間の実績平均値(単純平均))。

東北電力の災害復旧修繕費については、過去10年間(平成15～24年度)の実績から最大値、最小値を除いた平均値より申請値が下回っていることを確認した。なお、東北電力は地震災害は被害額が大きく変動するため、今回の算定対象には含めていないとしていたが、メルクマールとしては他社と同様に地震災害を含めたメルクマールで比較した。

四国電力については、過去10年間(平成15～24年度)の実績から最大値、最小値を除いた平均値に減額すべきである。

4. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき原価から減額すべきである。

(参考)電気料金審査専門小委員会(東京、関西、九州、東北、四国、北海道)における検討結⑥

【参考1】メルクマールとした修繕費率

(単位:億円)

	東北			四国			
	申請ベース (A)	5年平均 H18-22 (B)	差引 (A-B)	申請ベース (A)	特別監査 後ベース (B)	5年平均 H20-24 (C)	差引 (B-C)
平均修繕費	1,889	1,893	▲ 4	650	647	629	18
平均帳簿原価	84,290	75,513	8,777	30,150	30,150	29,277	873
修繕費率(%)	2.24	2.51	▲0.27	2.16	2.14	2.15	▲0.01

【参考2】災害復旧修繕費の発生推移及び最大値、最小値を除いた平均値

(単位:億円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平均値
東北電力	11	9	27	13	19	19	15	28	6	24	17.2
四国電力	1.1	13.0	7.1	0	0	0	0	0	3.3	0	1.4

※四捨五入の関係で平均値が合わない場合がある。

○災害復旧修繕費の今回申請額

(単位:億円)

	今回申請額	備 考
東北電力	13.1	過去 5年間(18～22年度)の実績から算出
四国電力	2.5	過去10年間(14～23年度)の実績から算出 (単純平均)

【北海道】

1. 修繕費率の妥当性の確認

修繕費率の算定については、一定の長期間である直近5ヶ年の実績を基本として算出することが妥当である。メルクマールとした修繕費率は、直近5ヶ年で2.65%(平成20～24年度実績)であり、修繕費申請額の帳簿原価に対する比率は2.63%であることから、メルクマールの範囲内になっていることを確認した。なお、平成24年度の修繕費が明らかになっていることから、メルクマールとして平成20～24年度実績を採用することとした。

2. 他方で、北海道電力においては、前回改定時以降、大規模な原子力発電所が運転開始し帳簿原価が大きくなったこと、また、前回改定時に比べて大幅に火力修繕費が増加していることを踏まえ、過去5か年(平成20～24年度)と比較した火力修繕費の増加分について、過去10年間(平成15～24年度)の実績を元に回帰分析の手法により想定される経年化による増加分や平成24年度の定検先送りの影響を考慮してもなお過大と考えられる分については、原価から減額すべきである。

3. 特別監査に基づく査定等

レートベースに関連する修繕費は、電気事業の運営にとって真に必要不可欠なものであるかについて、先行投資、不使用設備、予備品／予備設備等を中心に行った特別監査(立入検査)の結果を確認し、以下の項目については、レートベース、減価償却費との整合性を踏まえ、修繕費も原価から除くべきである。

- ・送電線異電圧
- ・送電線空回線及び空管路
- ・発電所・送電設備等における長期間不使用の土地、建物、機械装置
- ・社宅の空室分
- ・予備品及び予備設備
- ・その他(無償貸与設備、スポーツ施設、PR施設等)

4. 災害復旧修繕費については、関西電力及び九州電力の査定と同様に、過去10年間の実績を基本に、当該10年間に於いて損害額が最大の年及び最小の年の実績を除いた8年間の実績の平均値により算出すべきである。この場合、平成24年度の災害復旧修繕費が明らかになっていることから、平成15～24年度の期間を適用すべきである。(申請は、過去10年間(平成14～23年度)の実績平均値(最大の年及び最小の年の実績を除く。))
過去10年間(平成15～24年度)の実績から最大値、最小値を除いた平均値より申請値が下回っていることを確認した。

5. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき原価から減額すべきである。

【参考1】メルクマールとした修繕費率

(単位:億円)

	北海道		
	申請ベース	5年平均 H20-24	差引
平均修繕費	977	899	78
平均帳簿原価	37,127	33,909	3,218
修繕費率(%)	2.63	2.65	▲ 0.02

【参考2】災害復旧修繕費の発生推移及び最大値、最小値を除いた平均値

(単位:億円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平均値
北海道電力	11.7	1.2	2.0	3.5	2.0	0	0	0	0	2.0	1.3

○災害復旧修繕費の今回申請額

(単位:億円)

	今回申請額	備 考
北海道電力	1.3	過去10年間(14～23年度)の実績から算出 (最大値、最小値を除く)

2. スマートメーター関連費用

2. (1)スマートメーターとは

○「スマートメーター」とは、電力会社・需要家への双方向の通信機能を備えた電気メーターのこと。

- ・機械式メーター(従来) ... 使用電力量を累積値として計測し、アナログデータとして表示するのみ
- ・スマートメーター ... 電力会社と需要家の間をつなぎ、使用電力量などのデータをやり取りできる。
使用電力量等の情報をきめ細かく計測(30分毎の値を取得等)できる。
電力会社は、検針や電気の開閉(電気の開通や遮断)を遠隔で行える。

○政府のエネルギー基本計画において、「2020年代の可能な限り早い時期に、原則全ての需要家に導入」という目標が掲げられ、スマートメーター制度検討会において基本要件が平成23年2月に取りまとめられた。

○震災以降の電力需給逼迫を背景に、電力使用情報の見える化、電力の需給状況に応じた柔軟な電気料金メニュー※などを実現するツールとして、スマートメーターに期待が高まり、導入目標を、「今後5年以内に総需要の8割」に前倒しすることとされた(平成23年7月エネルギー・環境会議)。

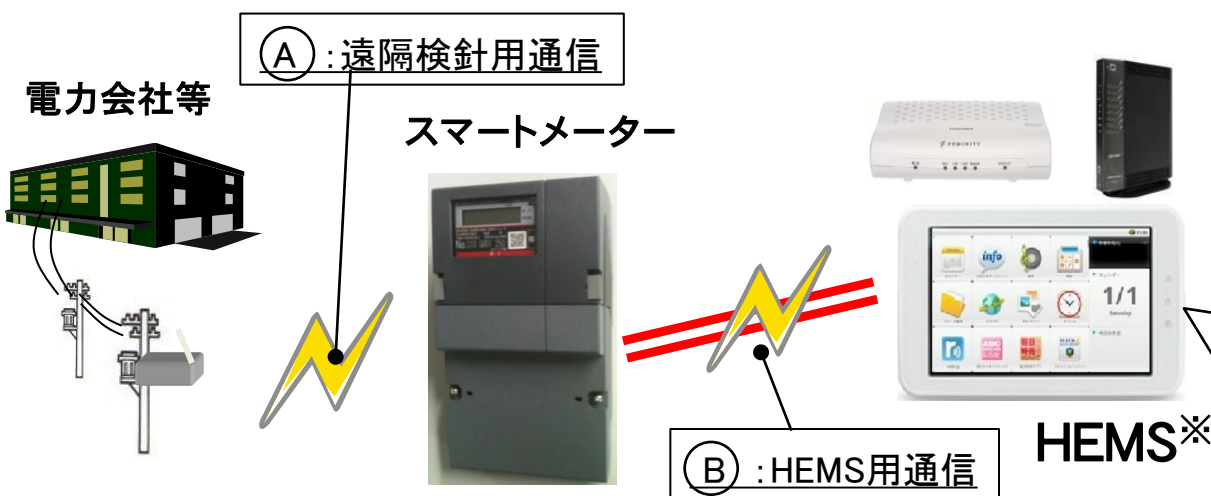
※: 電気の需給に応じて電気料金に変化するメニュー。

《スマートメーターの活用により期待される効果のイメージ》

①: 業務効率化のための遠隔検針・開閉

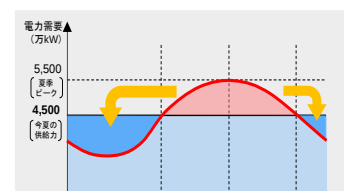
②: 需要家による省エネ・省CO2のためのデータ活用

③: 系統安定化のための需要家側の機器制御



※: Home Energy Management System (住宅用のエネルギー管理システム)

＜電力需要のピークカット・ピークシフト＞



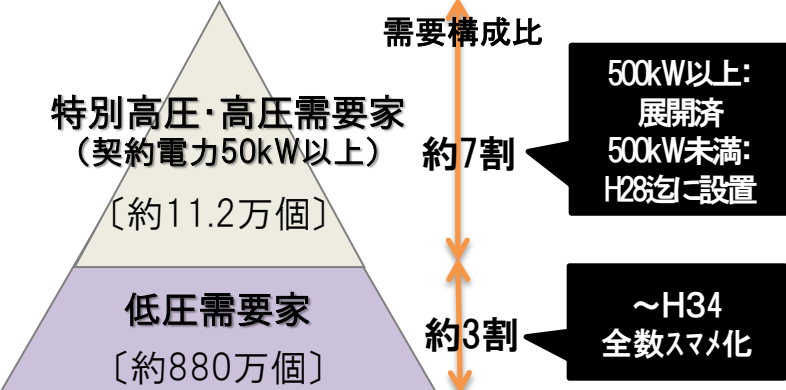
＜電力使用量の見える化・家電制御＞



2. (2) 中部電力のスマートメーター導入計画、申請原価に計上されているスマートメーター関連費用

○中部電力は、新設および検定有効期間満了による取替に加えて、計画取替(導入の前倒し)を行うことにより、平成34年度までに、低圧契約全ての需要家にスマートメーターを導入する計画としている。

中部電力



	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	...	34 年度
特別高圧 高圧(500kW以上)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	...	100%
高圧(500kW未満)	65%	83%	100%	100%	100%	100%	100%	...	100%
低圧	—	0%	10%	23%	36%	48%	61%	...	100%
総需要に対する 割合	63%	67%	71%	75%	80%	84%	88%	...	100%

○メーターの取替修繕費は、約121億円(年平均)。※従来型計器(機械式計器・電子式計器)からの増分は、約63億円。
○これに通信設備の工事やシステム開発・運用費等を含めると、スマートメーター関連費用の総額は約197億円(年平均)。

原価算入内訳	26年度	27年度	28年度	3ヶ年平均※2	備考
修繕費(計器)	13	149	202	121	計器に係る取替修繕費* *(低圧計器) H26: 1.25万台、H27: 101.53万台、H28: 145.76万台 等
修繕費(その他)	少	3	5	3	建物点検、システム保守 等
委託費	61	72	14	49	システム開発委託 等
減価償却費	1	1	30	10	伝送路・通信回線*、システムサーバー設置 等 * 原価算定期間に新設予定の光ファイバー(約2,460km)の減価償却費を含む。 配電自動化等のための既設分(約36,000km)の減価償却費は含んでいない。
諸費	2	4	6	4	通信機器の回線使用料 等
消耗品費	1	4	1	2	保守用ハンディターミナル付属品 等
その他	5	2	3	4	研究費、養成費、賃借料
人件費※1	1	4	4	3	通信設備構築・保守運用(26年度:13人 27年度:48人 28年度:48人) ※1 申請原価の人件費総額のうち、当該業務に従事する社員にかかる費用を再掲
合 計※2	85	240	265	197	※2 表示単位未満の四捨五入の関係で積上と合計は必ずしも一致しない。

●なお、現在、通信RFPの実施中であることから、今回の申請原価は、通信RFP実施前の中部電力の試算に基づき算定されていることに留意が必要。

2. (3)スマートメーター関連費用の審査に係る論点

①スマートメーターの導入計画をどのように立てているのか。

- ✓ 現在実施している遠隔検針や料金メニューの実証について(実証の狙いや進捗等)
- ✓ スマートメーターの調達について
(各年度の導入ペースや仕様の公開・競争入札の実施等が具体的に明らかにされているか)
- ✓ スマートメーター用の通信システムや運用管理システムの構築・運用について
(通信方式やシステム仕様の選定方法、調達の実施方法、遠隔検針の実施時期等が具体的に明らかにされているか)
- ✓ スマートメーターを活用した料金メニューや、HEMSとの連携等による見える化などの新サービスについて
(今後、どのような方向性で検討を行っていくか、具体的に明らかにされているか)

②スマートメーターの単価の積算は妥当なものとなっているか。

- ✓ スマートメーターの単価低減に向けた取組は十分か(仕様や調達手続きの見直し等)

③通信関係費用やシステム関係費用などをどのように見込んでいるのか。

- ✓ 通信方式の決定や関連するシステムの調達にあたり、オープンで実質的な競争のある調達プロセスを経ることを前提とした原価の算定になっているか。
- ✓ 子会社・関連会社への随意契約となっているものについては、入札を行った場合や市場価格と比べて十分安価な織り込みとなっているか。

④原価算定期間及びその後において、スマートメーター導入の費用対効果をどのように見込んでいるか。

また、スマートメーターの調達改善努力や、スマートメーターの導入に伴う業務効率化等による人件費・修繕費等の削減をどのように見込み、原価の削減に反映しているか明らかにされているか。

○ スマートメーターの導入計画について

検定有効期間(10年)満了に伴うメーター取替に合わせ、10年間(平成27年7月～平成37年6月)をかけて設置する方針から、設置完了時期を2年3ヶ月前倒し、平成34年度末までにサービスエリア全域に設置する方針への見直しを決定(平成25年10月)。

○ スマートメーター本体及び関連する通信システム・運用管理システムの調達

採用予定のメーターの仕様	メーターの仕様公開・一般競争入札	RFC / RFP実施(通信方式)	RFC / RFP実施(関連システム)
東京	入札説明会実施済; H25/8	RFP実施中; H25/7～	RFP実施済

○ 低圧スマートメーターから得られる情報の提供開始時期

Aルート対応開始時期 ★1		Bルート対応開始時期 ★2		条件・補足説明等
一部エリア 対応開始	全供給エリア 対応開始	一部エリア 対応開始	全供給エリア 対応開始	
H27年7月*1	H28年4月	H26年10月*2	H27年7月	★1 スマートメーターの検針値を、MDMSまで自動で収集し、お客さまに「見える化」サービスが提供可能となるとともに、料金システムに連係し、料金算定データとして使用可能となる時期。 ★2 お客さまからの個別要望に応じて、Bルート対応が可能となる時期。 *1 1:N無線方式を適用した場合に、Aルートによる電気使用状況の「見える化」及び自動検針に対応可能な時期。 マルチホップ通信適用地域のお客さまについては、通信伝送路が整備され次第、順次見える化サービスの提供は可能となるが、それ以前にサービスの提供を希望されるお客さまには、個別に1:N無線方式を適用することにより対応可能。 *2 段階的設置※のため台数の制約はあるものの希望されるお客さまについては、Bルートの活用は可能。 ※段階的設置: 1営業所/1支店を選び2,000台程度設置予定。全社で計12,500台程度設置予定。

○ スマートメーター導入完了年度における自動検針率(低圧における目標値) .. 「99%以上」

(注) 自動検針率 = 自動検針可能な※スマートメーターの台数 ÷ 供給エリア内におけるスマートメーターの台数

※ 「自動検針可能」とは、スマートメーターの検針値(30分値)が、MDMS経由で料金システムに連係し、料金算定データとして使用可能になること。

(参考) 電気料金審査専門委員会(東京電力)における検討結果

(1)スマートメーターの仕様に係る提案募集(RFC)との関係※

- ・ RFCの結果、スケジュールに大幅な見直しが生じる場合には、現在25年度、26年度に導入予定のスマートメーターの原価への算入について見直しが必要となるが、現時点では確定していない。

(2)スマートメーターの単価について

- ・ 東京電力による現行仕様を前提とした試算でも、6年後(30年度)には、スマートメーターの価格が現行の電子式計器の価格と同等まで下がると見込まれており、RFCの結果を踏まえた更なるコストダウンが期待されることから、料金原価への織込み単価を、現行電子式計器と同等(1台約1万円)とすべき。

(3)システム関連費用や通信設備費等の関連費用について

- ・ 申請原価には、スマートメーター関連費用として、自営の光ファイバー網の活用を前提とした通信設備等に関わる費用が計上されているが、現時点ではどのような通信方式を採用するか決定していないことから、当該費用については原価への算入は認めるべきではない。
- ・ また、システム開発費については、通信方式の如何に関わらず必要と考えられ、原価算入を認めることが適当であるが、申請においては、関連会社等への随意契約での発注を前提とした積算がなされており、競争入札を行ったと仮定した場合の費用との差額分については、原価算入を認めるべきではない。

※ 電気料金審査専門委員会における検討の後、7月12日に、東京電力よりRFCの結果が公表され、

- ・スマートメーターの仕様見直し(オープンな仕様の採用、徹底的なコストカット等)
- ・25年度本格導入分の入札中止(新仕様対応に一定の時間を要するため)
- ・通信ネットワークの構築に際しては、自営光ファイバー網のみの活用前提を見直し、他事業者の通信インフラの活用等、各通信手段の特性を生かし、「適材適所」の導入を図るとともに、トータルコストのミニマム化を追求(今後、RFPを実施するなどして詳細を検討)

との方針が示された。この結果を踏まえ、「東京電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針」においては、

- ・スマートメーターの25年度導入開始分の入札中止表明に伴い、当該取替修繕費・減価償却費等の費用を原価算入せず
- ・通信設備費やシステム関連費用等の精査(通信方式の如何に関わらず必要と考えられる額のための計上を認める。)

こととされた。

(参考) 電気料金審査専門委員会(関西電力・九州電力)における検討結果

(1) ユニット式計器について

- ・ 関西電力及び九州電力が導入を進めているスマートメーターは、計量部と通信部が異なるユニットから構成されるものであるが、その単価は東京電力の料金原価に織り込まれるスマートメーター単価(1台約1万円)よりも高いものとなっているが、ユニット式計器については、取替時に要する費用が主に工費に限られるため、長期的なコストで見れば一体型メーターと遜色がないと考えられる。

(2) スマートメーターの単価について

- ・ 関西電力及び九州電力のスマートメーターは、計量ユニット等については両者共通の仕様となっているものの、通信については両者で異なる方式を採用する予定となっている。これが両社のメーター価格差の主な理由である。九州電力は直接無線方式を採用する方が通信ユニット単価が高いものの、ネットワーク関係費用が不要となることでトータルコストを抑えることが可能と考えられ、両社の通信ユニットコストの差異は妥当であると考えられる。
- ・ ただし、計量及び通信両ユニットの織り込み単価については、両者とも指名競争入札を前提としていることから、競争発注効果を踏まえた単価とすべきである。
- ・ その上で、計量ユニットについては、単純な計測のみをおこなっていること、電子式計器が普及していることに鑑みれば、今後の価格低下が限定的と考えるのは妥当であるが、計量部の織り込み単価については、両社で同一とすべきである。また、通信ユニットについては、従来より研究開発が継続していることや、電力会社が行う一般的な調達と異なり、従来と比べものにならない導入規模であることを踏まえれば、今後、漸次かつ大幅にコストダウンが期待される。これを踏まえ、各年度毎に単価の削減を織り込み、原価算定期間最終年度には、計量及び通信両ユニットをあわせた単価で、約1.4万円／台程度の織り込みとすべきである。

(参考) 電気料金審査専門委員会(東北電力・四国電力)における検討結果①

(1)スマートメーターの導入計画について

- ・スマートメーター関連費用について、申請原価では、以下の計画に基づき原価算入が行われている。

《東北電力》 平成27年度～本格導入開始

《四国電力》 平成26年度下期～本格導入開始

取組項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
スマート メーター導入	スマートメーター・通信 端末仕様確定・調達							取替サイクル等でスマートメーター設置（10年間）				
節電・需要 抑制に向けた 取組み								ピークシフトメニュー検討・導入				
								スマートメーターを活用した新たなメニュー検討・導入予定				
	実績照会サービス 拡張検討							日単位等の「見える化」実施予定				
検針業務等に関 する取組み	実証 試験 評価		遠隔自動検針運用 構築検討、システム 関連検討・調達		特定エリア※への 先行導入予定				遠隔自動検針本格導入予定			
	ハンディターミナル 通信での業務運用 構築検討				ハンディターミナル通信遠隔検針運用開始予定							
	効率的な設備運用構築検討								効率的な設備運用順次展開予定			

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	～	H36
スマートメーター 導入展開	スマート メーター 機能検証	実証試験			モデル 導入	自動検計				
					スマートメーター 単体導入	法定取替に合わせてスマートメーターに取替				
スマートメーター を活用した 料金メニュー			季時刻時間帯区分の 細分化検計 (制度設計・システム改修)		季時刻別型新メニュー(よりきめ細かな時間帯区分)の導入					
		デマンドレスポンス型の料金実験や25/7に導入したピークシフトメニューの検証を行うなどメニューの多様化について幅広く検討				デマンドレスポンスなど多様な料金メニューの導入				

メーターデータ の活用	・効率的な設備形成の検討 ・スマートメーター計測情報の活用検討	・効率的な設備形成を順次展開(予定) ・系統監視高度化への活用展開(予定)
技術開発	PLC通信方式の研究	

(参考) 電気料金審査専門委員会(東北電力・四国電力)における検討結果②

(2)スマートメーター本体、通信方式及び関連するシステム等の調達について

- ・ 東北電力、四国電力は、スマートメーター本体、通信方式及び関連するシステム等の調達について、電気料金審査専門委員会において、以下のような方針を表明した。

《東北電力》

- ・ スマートメーター本体、通信方式及び関連するシステム等の調達は、透明性・公平性のある競争発注を実施することによるコスト低減に注力していく。
- ・ 導入するスマートメーターや通信のあり方については、今後制定が見込まれる全国大での標準的な仕様を基準に検討していき、他社との仕様共通化を図ってまいりたい。
- ・ また、通信方式の検討に当たっては、今後の通信技術・業界の動向や全国大(電力)の動向を踏まえながら、最適な通信方式を選定出来るよう、取り組んでいくこととし、機器メーカーや通信事業者の方々など、多くの皆さまから様々なご提案を頂戴した上で総合的に判断してまいりたい。

《四国電力》

- ・ スマートメーター本体及び関連するシステム等の調達においては、オープンで公平・公正な競争発注を基本に、安定かつ低価格での調達を実現していく。
- ・ 競争効果を高めるために、当社要求仕様を公開し納入可能な調達先を広く求めていく。競争対象メーカーは、応募した会社の中から、要求仕様への適合性、納期対応能力(生産能力、納入体制)等を踏まえて選定する。
- ・ メーター本体の調達量は比較的小規模であることから、先行する他電力会社と基本仕様を統一し量産効果による低価格化を目指す。
- ・ 通信方式の選定については、メーカーからのご提案をいただいた上で、コストや地域特性を考慮し適材適所での選定を行う。

(参考) 電気料金審査専門委員会(東北電力・四国電力)における検討結果③

(3)スマートメーターの単価について

- ・ 東北電力は、東京電力の26年度申請単価に、停電用補償電池相当の600円を加えた12,800円で申請原価に織り込んでいるが、現在、東京電力仕様のメーターの採用を念頭に検討を進めていることを踏まえ、東京電力の査定単価を基準に原価算入を認めることが適当である。
- ・ 四国電力については、東京電力、関西電力のどちらの仕様のメーターを導入するかまだ決定していない中、申請原価においては、関西電力の25～27年度の平均申請単価に、停電用補償電池相当の1,400円を加えた17,600円で織り込んでいるが、より価格が安い東京電力の査定単価を基準に原価算入を認めることが適当である。
- ・ なお、両電力が必要性を主張している停電用補償電池については、先行他電力が必要性を主張していないこと、自動検針が導入されれば不要となること等を踏まえ、原価算入を認めるべきではない。

(4)通信及びシステム関連費用等の精査

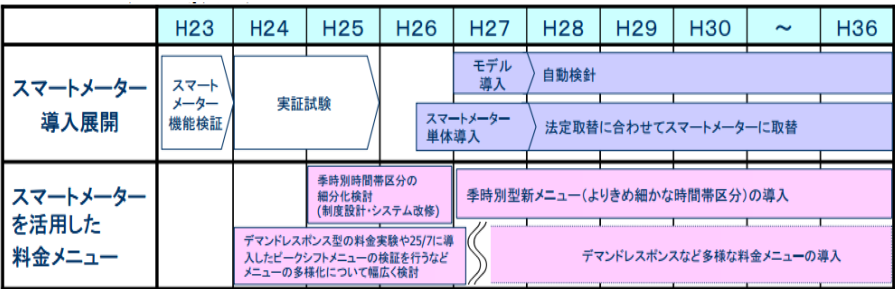
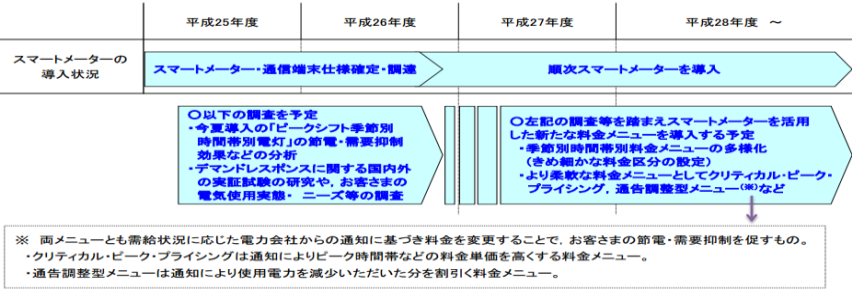
- ・ 通信関連費用について、東北電力は、通信方式の如何に関わらず必要と考えられる額のみ計上されていることを確認した。四国電力については、自営の光ファイバー網の活用を前提とした積算となっていたところ、他の通信手段とのコスト比較を行い、通信方式の如何に関わらず必要と考えられる額のみ計上を認める。
- ・ システム関連費用については、申請において、関連会社等への随意契約での発注を前提とした積算がなされているもの等については、競争入札を行ったと仮定した場合の費用との差額分については、原価算入を認めない。

(5)スマートメーターの導入・活用について

- スマートメーターの早期導入に関する強い期待があることを踏まえ、東北電力は、電気料金審査専門委員会において、調達可能となる時期や数量に応じて、平成26年度の下期後半からの先行的な導入開始等を表明するとともに、復興進展に伴い新たに造成される地域への導入を行うことを表明した。
- 具体的には、先行的に調達することが可能と見込まれる汎用機種について、調達の実施時期を前倒すことにより、平成27年1月～先行的な導入を開始するとともに、平成27年度下期に運開を予定していたシステムについても、運開時期を3ヶ月前倒す計画であるとの説明がなされたところ。この計画により、原価算定期間中のスマートメーターの導入台数は約23万台増加することとなる。
- その際、先行的な調達にあたっては、当初計画と同様の調達手続きを進め、オープンで透明性・公平性のある競争発注を実施すること、システムの運開時期の前倒しによる開発費総額の増加はないこと等の説明がなされたことから、新しい計画に基づき原価の再算定を認めることが適当である。
- また、審査の過程において、東北電力・四国電力ともに、お客さまからご要望のあった場合には個別にスマートメーターを設置する対応を行うこと、スマートメータを活用した新たな料金メニューについて、季節別時間帯別料金メニューの多様化やデマンドレスポンスなど柔軟な料金メニューについても幅広く検討を行い、選択制のメニューの多様化を図っていく方針も表明した。

《東北電力》

《四国電力》



- 今後、両社のスマートメーター導入にあたっては、様々な事業者からの提案も踏まえつつ、透明性・公平性のある競争発注の実施、他社との仕様共通化等を図ることにより、徹底した導入・運用コスト削減を一層図るべきである。また、新たな料金メニューや自動検針の早期導入等、設置したスマートメーターを最大限活用する施策により、需要家への新サービスの提供や電力会社の経営効率化に活かしていくべきである。

(参考) 電気料金審査専門委員会(北海道電力)における検討結果①

(1) スマートメーター本体、通信方式及び関連するシステム等の調達について

- 北海道電力は、スマートメーター本体、通信方式及び関連するシステム等の調達について、電気料金審査専門委員会において、以下のような方針を表明した。
 - スマートメーターおよび関連するシステム開発などについて、最大限他社との仕様共通化を図るとともに、安定調達を前提として国内外問わず広く門戸を開放のうえ競争を実施し、安価で信頼性の高いものを調達。
 - 通信方式については、マルチホップ無線方式を主体としつつも、機器メーカーや通信事業者からの提案等を受けながら、他の通信方式も含めて適材適所で選定していくこととし、コストミニマムなネットワーク構成を目指していく。

(2) スマートメーターの単価について

- 北海道電力は、自社のスマートメーター導入実証試験における実購入金額に、コストダウン目標を加味した単価をベースに、自動検針のための通信ユニットの他、停電補償用電池等を加えたものとして、12,200円／台を原価に織り込んでいるが、東京電力仕様のメーターの採用を念頭に検討を進めていることを踏まえ、東北電力・四国電力の査定方針と同様、東京電力の査定単価を基準に原価算入を認めることが適当である。
- なお、北海道電力が必要性を主張している停電用補償電池については、東北電力・四国電力の査定方針と同様、原価算入を認めるべきではない。

(3) 通信設備費及びシステム関連費用等の精査

- 通信設備費については、通信方式の如何に関わらず必要と考えられる額のみ計上されていることを確認した。システム関連費用については、申請において、関連会社等への随意契約での発注を前提とした積算がなされているもの等については、競争入札を行ったと仮定した場合の費用との差額分については、原価算入を認めない。

(4) スマートメーターの導入・活用について

- スマートメーターの早期導入に関する強い期待があることを踏まえ、北海道電力は、お客さまのニーズがあれば遅滞なくスマートメーターへ取替えること、計画の早期実現に向け検討していくことを表明した。
- また、きめ細かな料金区分を設定した季時別料金メニューや需給状況に応じて料金単価を変更する等の柔軟な料金メニューについて、広く検討を実施し、導入する予定であることを表明した。
- 今後、北海道電力のスマートメーター導入にあたっては、様々な事業者からの提案も踏まえつつ、透明性・公平性のある競争発注の実施、他社との仕様共通化等を図ることにより、徹底した導入・運用コスト削減を一層図るべきである。また、新たな料金メニューや自動検針の早期導入等、設置したスマートメーターを最大限活用する施策により、需要家への新サービスの提供や電力会社の経営効率化に活かしていくべきである。

<検討の背景>

- ✓ エネルギー基本計画における目標「費用対効果等を十分考慮しつつ、2020年代の可能な限り早い時期に、原則全ての需要家にスマートメーターの導入」
- ✓ 省エネ・低炭素社会の実現のため、需要家が自らのエネルギー情報を把握、利用し、各々の行動変化を促す必要
- ✓ エネルギー使用情報を活用した新しいサービスの創出による国民の生活の質の向上、関連産業創出による経済活性化

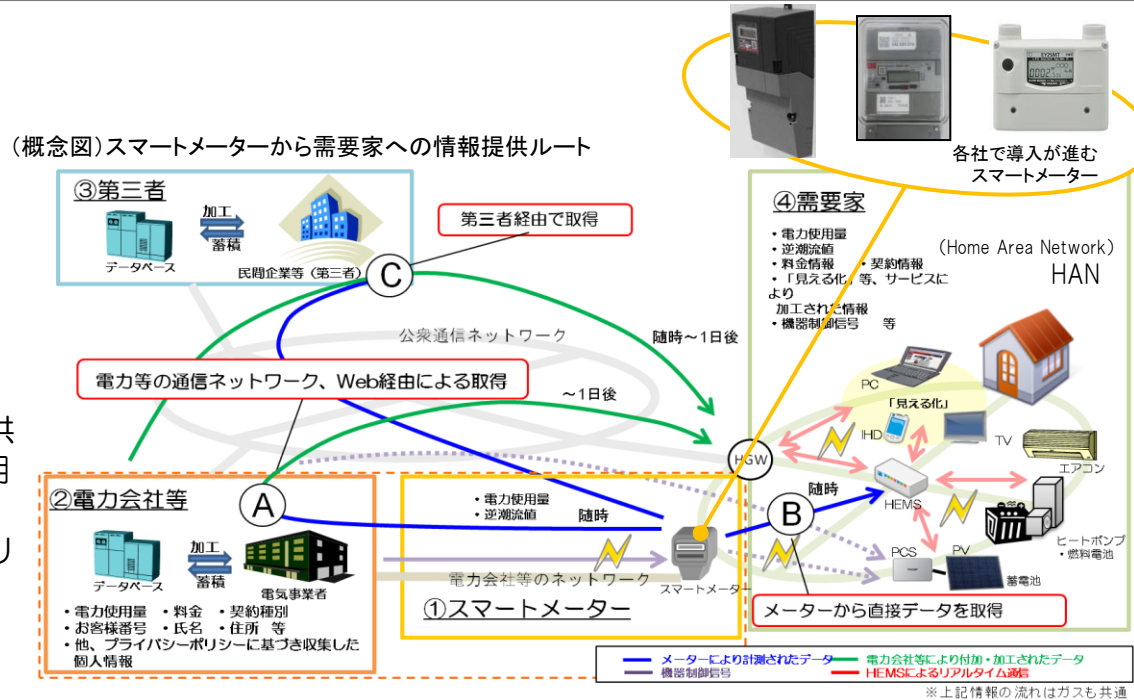
<スマートメーターの要件及び情報の取扱>

○ スマートメーターが満たすべき要件

- ・機能：遠隔検針、遠隔開閉
- ・情報(=電力等使用情報)：電力使用量、逆潮流値、時刻情報、粒度(測定間隔)は30分値(ガスは使用量、時刻情報、粒度は1時間値)
- ・提供先：需要家及び電力・ガス会社双方
- ・提供のタイミング：現時点では原則翌日まで

○ 電力等使用情報の取扱について

- ・電力等使用情報は、電力会社から需要家に対して適正に提供されるべきものであり、需要家による情報利用のために早期の提供が重要
- ・メーターから需要家への情報提供ルートは限定しないが、リアルタイムでの情報提供についても早期の検討を期待
- ・プライバシー・セキュリティの観点から個人情報保護制度に則った対応が必要



<今後の対応について>

官民一体となった取組

- 電力・ガス会社 … エネルギー基本計画における目標の達成に向けた取組を明示
- 国 … 電力・ガス会社で個別対応が困難なものに対応、必要に応じて適切な政策的支援及び措置を検討
- 需要家及びサービス事業者等 … 情報活用用途の検討、アプリケーションや機器の開発促進

※ 今後も本検討会において、1年に1回程度でフォローアップを実施

<普及に向けた課題>

- ✓ HANとのインターフェースについて、国及び関係者による検討の継続
- ✓ 第三者への効率的な情報提供のあり方について、ニーズ等も踏まえて検討
- ✓ 情報の活用用途の発展、関連サービスの創出等
- ✓ 共通化や標準化等によるコストダウンの取組の継続
- ✓ 情報通信ネットワークの整備・活用 等

3. その他経費・控除収益

3. (1) 概要①

- (ア) その他経費は、設備の運転又は点検、警備、業務のシステム化を他に委託する費用である委託費や事務所建物等の賃料(借地借家料)、鉄塔等の設置に要する土地等の使用料(道路占用料、線下補償料等)等に係る費用である賃借料など21項目に分類される。
- (イ) 控除収益は、自社電源線等の設備を他社が使用することによって発生する収益である託送収益(接続供給託送収益を除く。)や支払期日を超えて支払われる電気料金に係る延滞利息等の収益である電気事業雑収益など5項目に分類される。

一般電気事業供給約款料金算定規則

(営業費の算定)

第三条

2 三 使用済燃料再処理等発電費、使用済燃料再処理等既発電費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、原子力損害賠償支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、電気料貸倒損、固定資産除却費、原子力発電施設解体費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額(貸方)、開発費、開発費償却、電力費振替勘定(貸方)、株式交付費及び社債発行費 実績値及び供給計画等を基に算定した額

九 建設分担関連費振替額(貸方)及び附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) 実績値及び供給計画等を基に算定した額

十 株式交付費償却及び社債発行費償却 交付費及び発行費を三年間均等償却するものとして算定した額

(控除収益の算定)

第五条 事業者は、控除収益として、遅収加算料金、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料、他社販売電源料、他社販売送電料、託送収益(接続供給託送収益を除く。以下同じ。)、事業者間精算収益、電気事業雑収益及び預金利息(以下「控除収益項目」という。)の額の合計額を算定し、様式第一第三表及び様式第二第三表により控除収益総括表及び控除収益明細表を作成しなければならない。

2 控除収益項目の額は、別表第一第一表により分類し、実績値及び供給計画等を基に算定した額とする。

3. (1)概要②

		今回申請 (H26-28)	前回 (H20)	差引
その他 経費	廃棄物処理費	161	121	39
	消耗品費	89	68	21
	補償費	20	91	▲71
	賃借料	202	262	▲59
	託送料	65	76	▲11
	事業者間精算費	8	15	▲7
	委託費	887	860	27
	損害保険料	15	12	3
	原子力損害賠償支援機構一般負担金	124	-	124
	普及開発関係費	19	80	▲61
	養成費	21	16	5
	研究費	88	128	▲40
	諸費	141	402	▲262
	電気料貸倒損	11	6	5
	共有設備費等分担額	20	8	13
	共有設備費等分担額(貸方)	▲0	▲0	▲0
	建設分担関連費振替額(貸方)	▲6	▲5	▲1
	附帯事業営業費用分担関連費〃(貸方)	▲11	▲4	▲7
	電力費振替勘定(貸方)	▲2	-	▲2
	社債発行費	5	5	0
小計		1,857	2,141	▲285

※その他経費は原子力バックエンド費用・固定資産除却費、
控除収益は地帯間・他社販売電力料を除く。

(億円)

		今回申請 (H26-28)	前回 (H20)	差引
控除 収益	遅収加算料金	-	23	▲23
	託送収益(接続除き)	23	11	12
	事業者間精算収益	1	1	1
	電気事業雑収益	210	190	20
	預金利息	0	0	▲0
	小計	235	226	9

合計(その他経費+控除収益)	1,622	1,916	▲294
----------------	-------	-------	------

【主な増減要因】

- ◇原子力損害賠償支援機構一般負担金 (+124)
- ◇廃棄物処理費 (+39)
灰処理費用の増: +43 等
- ◇委託費 (+27)
スマートメーター対応: +44
ソフトウェア開発委託の増: +30
LNG基地管理業務委託費の減: ▲97 等
- ◇諸費 (▲262)
受益者負担金の減: ▲123
CO2排出権償却の減: ▲56 等
- ◇補償費 (▲71)
テレビ電波障害対策費の減: ▲57 等
- ◇普及開発関係費 (▲61)
オール電化等販売拡大活動費用の減: ▲38 等

3. (2)内訳①

【その他経費（具体的な内訳の例）】

- 廃棄物処理費：火力や原子力発電等によって発生する廃棄物の処理にかかる費用。基本的には発電量に応じて増減する可変費的な費用。火力では灰処理費、排水処理費、排煙処理費、雑廃棄物処理費があり、原子力では、放射性廃棄物処理費、雑廃棄物処理費がある。
- 消耗品費：潤滑油脂費、被服費、図書費、光熱費・水道料、発電用消耗品費、自動車等燃料費等。
- 補償費：契約、協定、覚書等による補償義務に基づいて定期的または臨時的に支払う費用等。主なものは、汚染負荷量賦課金、伐採補償費、損害賠償費用。
- 賃借料：事務所建物等の賃料である借地借家料、鉄塔等の設置に要する土地等の使用料（道路占用料、線下補償料等）、その他車輛、タンク、事務機器等のリース料（機械賃借料、雑賃借料）等。
- 託送料・事業者間精算費：自社及び自社の供給区域内の新電力が、他社の送電設備等を利用することによって発生する費用。
- 委託費：設備の運転又は点検、警備、業務のシステム化、データセンターの運用、口座振替関連等を他に委託する費用。
- 損害保険料：原子力損害の賠償に関する法律の規定による保険料、原子力損害賠償補償契約に関する法律の規定による補償料、火災保険、運送保険等の損害保険契約に基づいて支払う保険料。
- 原子力損害賠償支援機構一般負担金：原子力損害賠償支援機構法の規定により原子力事業者が共同で納付する負担金。
- 普及開発関係費：広報活動、新規需要開発、電気使用合理化等に要する費用。テレビ・ラジオ放送費、PR館や展示館等の運営費、発電所見学会開催費、負荷平準化に資する機器の普及促進にかかる費用、お客様周知用チラシ（料金改定等）やパンフレット印刷費等。
- 養成費：電気技術の能力向上を目的とする研修費や社員の基礎的能力の向上を目的とする研修費等。
- 研究費：自社研究所の費用、委託研究の費用、共同研究のための分担金、その他研究のために要する費用。
- 諸費：通信運搬費、旅費、寄付金（反対給付を期待しないで任意に支出した金額）、団体費（諸会費及び事業団体費等）、雑費（会議費や諸会費、事業団体費、諸手数料、公共施設等分担金、受益者負担金等）、雑損（貯蔵品の棚卸損や評価損等）。

3. (2)内訳②

- 電気料貸倒損：電灯電力収入で回収できない費用。
- 共有設備費等分担額・同(貸方)：共有設備の維持、運転等の管理を分担する費用。
- 建設分担関連費振替額(貸方)：電気事業及び附帯事業の建設に間接に関連した費用(人件費、旅費等)の建設仮勘定への振替額。
- 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)：附帯事業の営業に間接に関連した費用(人件費、修繕費、減価償却費等)の振替額。
- 電力費振替勘定(貸方)：建設工事や附帯事業のために自家消費した電気を一括控除する。
- 株式交付費：登録免許税、金融機関及び証券会社の取扱手数料等。
- 社債発行費：金融機関及び証券会社の取扱手数料等。

【控除収益(具体的な内訳の例)】

- 遅収加算料金：電気料金を早収期間内経過後に支払われた場合に発生する収益。
- 託送収益・事業者間精算収益：他社及び他の一般電気事業者の供給区域内の新電力が、自社の送電線等の設備を使用することによって発生する収益。
- 電気事業雑収益：契約電力を超えて電気を使用することによって発生する収益である契約超過金や電気事業固定資産等を他人が使用することによって発生する収益である広告料(電柱取付の広告看板等)等が含まれる。
- 預金利息：預金残高に対して発生する利息による収益。

3. (3)一般電気事業供給約款料金審査要領(抜粋)

(営業費)

- 一般経費(委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等)については、透明性を高める観点から個別査定を行う項目を可能な限り拡大する。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準、過去の類似事例の入札実績等を基準に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。
- (1)社宅・寮等の賃借料については、入居率や周辺物件の平均的賃料水準等を勘案し査定を行う。ただし、発電所や変電所の近隣にある社宅・寮等に係る賃借料については、合理的な理由がある場合には、これにかかわらず原価への算入を認める。
 - (2)普及開発関係費については、インターネットやパンフレット等を利用した電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供については、原価に算入することを認める。ただし、公益的な目的から行う情報提供であっても、販売促進としての側面が強いものに係る費用やイメージ広告に類似するものに係る費用については、原価算入を認めない。オール電化関連の費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。PR館等の費用については、販売促進に係る応分の費用については、原価への算入を認めない。ただし、原価への算入を認めないとする費用であっても、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。
 - (3)寄付金については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。
 - (4)団体費については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。
 - (5)研究費における一括分担金のように、事業者間で販売電力収入等一定の比率により各社の負担額が定まるものについては、個別の研究内容を確認できず査定が行えない場合には、原価算入を認めない。

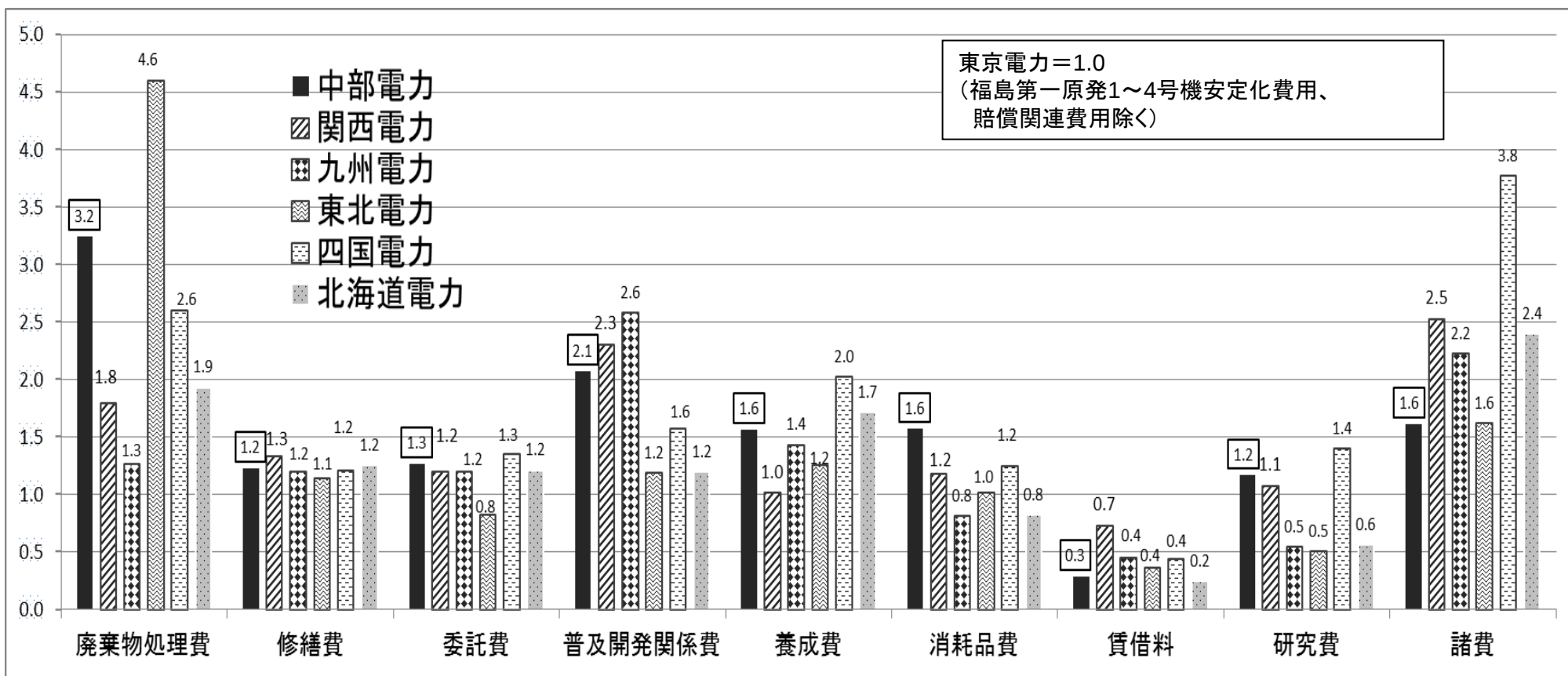
(控除項目)

- 算定規則第5条に基づいて申請事業者が算定した控除項目については、契約及び法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものについては、事実関係や算定方法を確認し、その項目ごとに、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき審査するものとする。

(参考)認可された電力会社の査定原価との比較

- (ア)修繕費及びその他経費(補償費、損害保険料、原子力損害賠償支援機構一般負担金等を除く)について、東京電力の認可時の原価を9部門に費用配賦し、部門毎に設定したコストドライバーあたりの単価を算出。
- (イ)中部電力のコストドライバー値に上記東電の単価を掛け合わせるにより、それぞれ東電並の単価であった場合の原価を概算。
- (ウ)上記概算値と中部の申請原価を比較。また、参考値として関西、九州、東北、四国、北海道の認可後の数値も算出。

中部電力、東京電力、関西電力、九州電力、東北電力、四国電力、北海道電力の原価比較(概算)



(参考) 中部電力の部門別原価

(単位: 百万円)

	水力発電費	火力発電費	原子力発電費	新エネルギー 等発電費	送 電 費	変 電 費	配 電 費	販 売 費	合計
廃棄物処理費		13,940	2,113						16,053
修繕費	8,808	61,756	18,612	71	9,941	13,336	102,750	1,965	217,240
委託費	4,023	14,826	14,043	63	5,849	4,735	24,829	20,287	88,654
普及開発関係費	17	448	933	0	22	18	49	431	1,918
養成費	111	228	179	1	158	203	548	677	2,105
消耗品費	135	4,873	768	3	163	219	998	1,725	8,884
賃借料	488	1,342	862	3	2,766	702	11,454	2,591	20,208
研究費	392	1,819	3,032	226	703	664	1,391	589	8,816
諸費	576	2,269	1,647	9	515	1,154	3,155	4,729	14,054

(参考)各社の部門別原価①

(単位:百万円)

東京電力	水力発電費	火力発電費	原子力発電費 (※)	新エネルギー等発電費	送電費	変電費	配電費	販売費	合計
廃棄物処理費		7,244	7,190	55					14,489
修繕費	15,156	90,269	49,787	228	31,555	19,003	180,419	1,624	388,041
委託費	5,450	11,381	58,797	84	10,455	7,142	42,216	50,997	186,521
普及開発関係費			817					1,687	2,504
養成費	77	161	1,425	3	224	192	493	670	3,246
消耗品費	333	2,957	2,553	32	842	1,069	2,887	3,596	14,269
賃借料	1,464	13,298	10,336	48	46,768	14,886	45,496	11,387	143,682
研究費	551	3,641	6,157	618	1,260	1,061	3,026	725	17,040
諸費	833	2,317	3,458	42	1,803	1,117	4,139	6,959	20,668

※ 東京電力の原子力発電費から、福島第一1～4号機安定化費用、賠償関連費用を除外している。

関西電力	水力発電費	火力発電費	原子力発電費	新エネルギー等発電費	送電費	変電費	配電費	販売費	合計
廃棄物処理費		10,534	10,449						20,983
修繕費	16,763	58,476	63,551	3	14,610	12,758	91,823	1,629	259,613
委託費	7,096	13,625	39,492	11	10,982	6,778	20,044	26,419	124,447
普及開発関係費	135	350	1,004	3				1,243	2,735
養成費	67	135	862		79	92	290	380	1,905
消耗品費	350	2,596	3,178		375	596	1,348	2,098	10,541
賃借料	2,718	2,154	3,073	48	12,110	4,289	33,688	8,113	66,193
研究費	341	1,178	6,081	142	521	581	984	534	10,362
諸費	956	2,190	6,404	2	1,285	1,387	9,826	6,613	28,663

九州電力	水力発電費	火力発電費	原子力発電費	新エネルギー等発電費	送電費	変電費	配電費	販売費	合計
廃棄物処理費		6,871	4,510	103					11,484
修繕費	6,846	44,820	53,339	3,753	13,598	6,993	60,259	1,519	191,127
委託費	4,725	12,147	22,109	410	8,708	5,689	14,247	15,942	83,977
普及開発関係費	71	733	287	15	143	71	240	382	1,942
養成費	34	155	550	5	78	43	286	308	1,459
消耗品費	136	1,619	1,683	46	224	251	767	1,277	6,003
賃借料	415	2,035	1,919	99	2,931	1,111	14,560	5,393	28,463
研究費	118	1,237	2,263	162	381	344	449	375	5,329
諸費	684	1,928	1,740	80	953	773	5,118	6,204	17,480

(参考)各社の部門別原価②

(単位:百万円)

東北電力	水力発電費	火力発電費	原子力発電費	新エネルギー等発電費	送電費	変電費	配電費	販売費	合計
廃棄物処理費		8,992	2,948						11,940
修繕費	11,301	45,650	17,490	1,517	18,416	9,064	81,402	2,402	187,242
委託費	1,341	7,548	17,205	190	2,925	1,108	10,607	11,191	52,115
普及開発関係費								786	786
養成費	57	115	223	2	92	124	301	296	1,210
消耗品費	106	1,153	739	30	205	258	1,452	1,287	5,230
賃借料	481	1,071	1,553	61	2,563	1,453	13,827	5,650	26,659
研究費	135	1,253	1,551	68	477	251	639	397	4,771
諸費	378	3,506	864	28	704	809	1,837	4,229	12,355

四国電力	水力発電費	火力発電費	原子力発電費	新エネルギー等発電費	送電費	変電費	配電費	販売費	合計
廃棄物処理費		4,061	1,894						5,955
修繕費	2,692	15,355	12,653	14	3,326	1,961	26,884	409	63,294
委託費	1,030	5,003	16,706	0	1,623	230	4,205	3,468	32,265
普及開発関係費	0	56	292	0	0	0	0	44	392
養成費	63	120	474		82	48	108	162	1,057
消耗品費	60	568	860		148	37	277	471	2,421
賃借料	310	476	471		1,004	322	4,667	1,721	8,971
研究費	160	626	1,392	15	230	145	303	154	3,025
諸費	404	1,264	1,213	0	447	322	1,270	2,105	7,025

北海道電力	水力発電費	火力発電費	原子力発電費	新エネルギー等発電費	送電費	変電費	配電費	販売費	合計
廃棄物処理費		6,713	548						7,261
修繕費	5,767	26,901	20,337	999	5,359	4,658	31,209	1,018	96,248
委託費	1,059	3,345	8,296	470	3,579	1,008	6,411	15,092	39,260
普及開発関係費	5	34	284	0	7	4	13	60	407
養成費	43	116	275		75	74	97	132	812
消耗品費	58	690	754	1	109	118	298	514	2,542
賃借料	240	1,586	546	3	1,279	531	3,864	924	8,973
研究費	72	367	821	28	147	72	187	120	1,814
諸費	418	745	1,204	22	823	785	1,371	3,490	8,858

(参考)各社の部門毎に設定したコストドライバー

(認可最大出力等※:修繕費、委託費、普及開発関係費、賃借料、研究費、諸費)

	水力発電費	火力発電費	原子力発電費	新エネルギー等発電費	送電費	変電費	配電費	販売費
認可最大出力等	認可最大出力 (kW)	認可最大出力 (kW)	認可最大出力 (kW)	認可最大出力 (kW)	送電亘長 (km)	変電設備の認可出力 (kVA)	配電亘長 (km)	契約口数
中部電力	5,424,783	25,159,400	3,617,000	38,500	12,258	123,818,200	131,978	10,720,417
東京電力	8,635,437	39,238,763	14,496,000	36,351	18,757	267,947,967	355,306	28,976,583
関西電力	8,200,859	16,269,067	9,768,000	10,667	18,514	157,036,333	130,992	13,773,227
九州電力	3,583,000	11,079,000	5,258,000	218,000	10,590	70,306,500	167,940	8,725,698
東北電力	2,437,344	11,265,817	3,274,000	228,067	15,127	72,751,300	179,176	7,664,667
四国電力	1,141,496	3,797,000	2,022,000	2,342	3,391	22,188,200	53,888	2,885,766
北海道電力	1,373,550	4,065,342	2,070,000	26,000	8,335	21,676,400	83,177	3,941,305

※部門毎でドライバーが異なる。水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費は認可最大出力。販売費は契約口数
送電費、配電費はそれぞれの電線の亘長。変電費は変電設備の認可出力。

(従業員数:養成費)

(単位:人)

従業員数	水力発電費	火力発電費	原子力発電費	新エネルギー等発電費	送電費	変電費	配電費	販売費
中部電力	1,017	2,573	1,409	12	1,338	1,615	5,480	4,532
東京電力	1,483	3,112	5,833	65	4,337	3,729	9,557	7,977
関西電力	1,299	2,138	2,661	0	1,912	2,217	4,514	7,319
九州電力	464	1,419	1,473	80	742	755	3,441	3,627
東北電力	626	1,154	1,082	41	1,154	1,561	3,505	3,439
四国電力	366	793	778	0	632	396	1,532	1,687
北海道電力	329	589	688	3	723	690	1,177	1,492

※一般管理人員を費用配賦基準と同一の比率にて残りの8部門に配分した数値

(発電電力量:廃棄物処理費、消耗品費)

(単位:百万kWh) ※自社分、発電端の数値

発電電力量	水力発電費	火力発電費	原子力発電費	新エネルギー等発電費
中部電力	8,627	114,417	3,930	217
東京電力	11,098	219,939	23,902	58
関西電力	13,255	85,886	29,587	12
九州電力	3,931	45,797	25,243	1,384
東北電力	8,156	57,474	2,339	969
四国電力	2,168	14,871	5,987	12
北海道電力	3,462	17,132	10,649	127

3. (4) その他経費・控除収益の審査に係る論点

- (ア) 中部電力は第三者に外注して、平成24年度の資機材・役務調達の削減実績について分析・評価を受けているが、それが原価にどのように反映されているか。
- (イ) 関係会社間の取引を含め、入札の実施が最大限行われているか。
- (ウ) 販売促進を目的とした広告宣伝費、寄付金、団体費については、料金審査要領において、原価への算入を認めないことと規定されているが、今回の申請がそれに沿ったものとなっているか。
- (エ) 研究費については、料金審査要領において、一括分担金のように、事業者間で販売電力収入等一定の比率により各社の負担額が定まるものについては、個別の研究内容を確認できず査定が行えない場合には、原価算入を認めないことと規定されているが、今回の申請がそれに沿ったものとなっているか。

(参考)電気料金審査専門委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果①

【東京】

(1)廃棄物処理費、委託費、普及開発関係費、養成費、託送料に係る契約の取り扱い

- 競争入札を行う費用については、予定単価(入札による効率化効果)の妥当性等を確認した。
- 今後随意契約を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき原価から削減すべきである。

(2)消耗品費

- 潤滑油脂費、被服費、図書費など個別の積み上げで算定しているが、個々の積み上げが支店、支所ベースであり、積算の考え方が統一されていないことが確認された。このような項目については、実勢をより反映している直近(23年度)実績をベースに、増額について合理的な説明ができない部分は原価算入を認めるべきではない。なお、図書費については、業務上必要性が認められないものは原価算入を認めるべきではない。

(3)補償費

- 法令、締結済の契約、覚書等に基づき算定されていることを水利補償費にかかる協定書10件等により確認した。

(4)賃借料

- 道路占用料、水面使用料、線路使用料、電柱敷地料、線下補償料、川敷料は法令及び契約等に基づく義務的借料であるため、過去の支払実績、料率改定動向調査、協定書等により適正な額であることを確認した。
- 借地借家料のうち、体育施設用地等及び合理的な理由なく入居率が90%(※)を下回る社宅・寮についての下回る部分は、電気事業の運営上必要不可欠とは言えない費用であることから原価算入を認めるべきではない。

※「住宅・土地統計調査(総務省)の空き家率の算出 平成20年度」の東京電力営業地域における入居率(87.9%)を参考に建物毎の総戸数の90%を査定率とした。

- 環境貢献活動に係る借地借家料は、料金値上げの際における費用の優先度を考慮し、原価への算入は認められない。
- その他の借地借家料は不動産鑑定評価手法に基づく算定となっていること、機械賃借料については契約済みのリース契約又は再リース契約による割引額を反映していることを確認した。

(5)託送収益

- 既契約及び前提計画等に基づいて算定されていることを確認した。

(参考)電気料金審査専門委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果②

(6)事業者間精算費・事業者間精算収益

- 「一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令」及び前提計画等に基づいて算定されていることを確認した。
- 事業者間精算費に係る単価は、一般電気事業者各社の直近の料金改定時の原価等に基づいて算定されていることを確認した。他方で、事業者間精算収益に係る単価については、東京電力の料金認可に当たり、当該単価の算定に使用する諸元(振替供給に必要な設備に係る減価償却費等)が減額されれば、その効率化を反映すべき。

(7)損害保険料

①原子力関係

- 「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」に基づき算定されていることを確認した。

②原子力以外

- 既存契約等に基づき算定されていることを火力設備・流通設備等にかかる火災保険10件等により確認した。
- ただし、投資が取り止めになる可能性が高いプロジェクトへの海外投資保険料については原価算入を認めるべきではない。

(8)原子力損害賠償支援機構一般負担金

- 原子力損害賠償支援機構法に基づき算定されていることを確認した。

(9)普及開発関係費

- 審査要領において、原価への算入を認めないこととされている販売促進を目的とした広告宣伝費、オール電化関連費用、PR館の販売促進関連費用については、原価算入されていないことを確認した。
- 普及開発関係費のうち、団体費的な性格を持つ普及開発関係費用(電力協会等の活動費用、運営助成金)、計画停電周知に関する費用については、24年度は計画停電を行う見込みがないことから原価算入を認めるべきではない。

(10)養成費

- BWR運転訓練センター研修費用については、研修先が設定する単価が、単価表において予め決まっていることを確認した。
- 個別の積み上げで算定しているものの、個々の積み上げが支店任せとなっており、積算の考え方が統一されていない項目(研修旅費など)については、実勢をより反映している直近(23年度)の実績をベースに、増額について合理的な説明ができないものは原価算入を認めるべきではない。

(参考)電気料金審査専門委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果③

(11)研究費

●電中研などの分担金及び自社研究のうち、以下に該当するものについては原価として認めるべきではない。

- ・電力の安定供給に直接的に必要不可欠とまでは言えない研究(政策研究的なものなど)。
- ・研究期間が原価算定期間内に終了しているにも関わらず、それ以後も計上しているもの。
- ・海外の会議や団体に参加し、情報収集を行う研究であって実質的に団体費に類似するもの。
- ・他の研究所等で行っている研究と重複している研究。

※個別研究における事前、中間、事後評価などをきちんと行い、研究所内での重複等もできるだけ排除すべきではないか。なお、研究成果については、広く社会に普及するよう、既に公表されている内容をより充実させるべき。

(12)諸費

①寄付金

●審査要領のとおり、原価へ算入されていないことを確認した。

②団体費

●海外電力調査会、海外再処理委員会、日本原子力技術協会、電力系統利用協議会については、合理的な理由があると考えられることから、原価への算入を認めるが、これ以外の団体費については、審査要領のとおり、原価へ算入されていないことを確認した。

③その他

- その他電気事業の運営上必要不可欠といえない費用である場合には、原価算入を認めるべきではない。
- 個別の積み上げで算定しているものの、個々の積み上げが支店任せとなっており、積算の考え方が統一されていない項目(旅費、通信運搬費など)については、実勢をより反映している直近(23年度)の実績をベースに、増額について合理的な説明ができないものは原価算入を認めるべきではない。

(13)電気料貸倒損

●当年度の電灯・電力収入に改定率を乗じた額を基に算定されるため、査定による改定率の変更分を反映して補正すべき。

(14)共有設備費等分担額・同(貸方)

●既存の協定書または実施計画書に基づき算定されていることをダム管理に関する協定書5件等により確認した。

(参考)電気料金審査専門委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果④

(15)建設分担関連費振替額(貸方)

- 電気事業分は今回申請に基づく工事費計画による電気事業工事資金に20年度～22年度の3ヶ年平均値で算定、附帯事業分は総合特別事業に基づく附帯事業工事資金に22年度実績を乗じて算定されており妥当であると考えられる。
- ※ 23年度の電気事業工事資金は原子燃料工事資金が著しく低く異常値であるため20～22年度実績平均値とするのが妥当と考えられる。
- ※ 附帯事業工事資金は21年度が大きく減少、23年度実績はないため22年度実績値としており、妥当と考えられる。

(16)株式交付費

- 株式発行にかかる登録免許税、上場手数料を計上しているが、普通株式ではなく種類株式のみの発行となったため、上場手数料と発行手数料の差額については、原価算入を認めるべきではない。

(17)電気事業雑収益

- 個々の支店で積み上げて算定されているが、積算の考え方が統一されていないことから、実勢をより反映している直近(23年度)の実績をベースに、減額について合理的な説明ができないものは原価算入を認めるべきではない。

(参考)電気料金審査専門委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果⑤

【関西・九州】

(1)廃棄物処理費、消耗品費、託送料、委託費、普及開発関係費、養成費、研究費

①上記調達費用に関し、今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき原価から減額すべきである。

(2)消耗品費

①潤滑油脂費など過去実績等を踏まえ個別の積み上げで算定しているが、積算の考え方が統一されていないことが確認された。
このような項目については、実勢をより反映している直近(平成23年度)実績をベースに、増額について合理的な説明ができない部分については原価から減額すべきである。

②図書費については、業務上必要性が認められないものや過大となっているものは原価から除くべきである。

(3)補償費

①法令、締結済の契約、覚書等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(4)賃借料

<共通>

①道路占用料、水面使用料、線路使用料、電柱敷地料、線下補償料は法令及び契約等に基づく義務的借料であるため、過去の支払実績、料率改定動向調査、協定書等により適正に算定されていることを確認した。

②借地借家料のうち、合理的な理由なく入居率が90%(※)を下回る社宅・寮についての下回る部分は、電気事業の運営上必要不可欠とは言えない費用であることから原価から減額すべきである。また、周辺物件の平均的賃料水準を上回る部分についても原価から減額すべきである。

※「住宅・土地統計調査(総務省)の空き家率の算出 平成20年度」を参考とした。

③顧問にかかる費用(執務スペース、社用車)については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めるべきではないとの考え方を踏まえ、原価から除くべきである。

④その他の借地借家料については、契約済のリース契約等により適正に算定されていること、機械賃借料については、契約済のリース契約や新リース会計基準適用による減少額の反映等適正に算定されていることを確認した。

(参考)電気料金審査専門委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果⑥

<関西電力>

- ①借地借家料のうち、ショールームのような販売促進にかかる施設や料理教室のような電気事業に供しない施設にかかるものについては原価から除くべきである。

<九州電力>

- ①借地借家料のうち、社宅・寮の賃料については、平成25年度は減額交渉を反映したものになっているが、平成26、27年度も平成25年度の減額交渉を反映したものとすべきである。

(5)託送料

- ①既契約及び前提計画等に基づいて適正に算定されていることを確認した。
- ②託送料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(電気事業法第24条の4(卸電気事業者の振替供給)に基づく届出を受けているもの)について、今後契約を締結するものについては、関西電力及び九州電力に対し自社が適用される事業報酬率での交渉を行うことを前提に、当該報酬率を上回る分を原価から減額すべきである。また、法人税等についても、税制改正により想定される法人税率等を上回る分については原価から減額すべきである。

(6)事業者間精算費

- ①「一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令」及び前提計画等に基づいて算定されていることを確認した。

(7)委託費

<関西電力>

- ①販売促進にかかる費用や普及開発関係費に類似する費用については、料金値上げの際における費用の優先度を考慮し、原価から除くべきである。

<九州電力>

- ①委託会社との協議により、平成25年度に単価削減できたものについては、平成26、27年度も平成25年度の単価削減を反映したものとすべきである。

(参考)電気料金審査専門委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果⑦

(8) 損害保険料

① 原子力関係

- i) 「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」に基づき適正に算定されていることを確認した。

② 原子力以外

- i) 既存契約等に基づき適正に算定されていること確認した。

(9) 原子力損害賠償支援機構一般負担金

- ① 「原子力損害賠償支援機構法」及び関係法令に基づいて、今後負担することになると想定される金額が適正に織り込まれていることを確認した。

(10) 普及開発関係費

- ① 審査要領において、原価への算入を認めないこととされている販売促進を目的とした広告宣伝費、オール電化関連費用、PR館の販売促進関連費用については、原価算入されていないことを確認した。
- ② 他方で、節電や省エネ推進を目的としたものであっても、PR・コンサルティング活動は販売促進的側面が強いと考えられることから、原価から除くべきである。
- ③ 電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供のみ原価算入を認めるが、ホームページやパンフレット・チラシ等を利用したものなど、厳に必要なもののみ原価算入を認めるべきである。
- ④ 台風災害等による停電関係広報のように、上記以外の媒体を使用せざるを得ないものについては原価算入を認めるべきである。
- ⑤ 特定の電子ツールを用いたり、特定の需要家に限定した専用サイトを利用した情報提供、または企業イメージ的な調査・広報誌や他の取り組みと重複していると考えられる費用については、料金値上げの際における費用の優先度が低いと考えられるため原価から除くべきである。
- ⑥ 普及開発関係費のうち、団体費的な性格を持つ費用(研究会や懇談会等の活動費用等)については、原価から除くべきである。
- ⑦ PR館に付随する水族館等管理費や喫茶・売店運営費等の電気事業に供しない施設に係る費用については原価から除くべきである。
- ⑧ 原子力広報についても、イメージ広告に近い情報発信等については原価から除くべきである。

(参考)電気料金審査専門委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果⑧

(11) 養成費

- ① 個別の積み上げで算定しているものの、単価表において単価が予め決まっているものを除き積算の考え方が統一されていない項目(研修旅費など)については、実勢をより反映している直近(23年度)の実績をベースに、増額について合理的な説明ができないものは原価から減額すべきである。

(12) 研究費

- ① 電中研などの分担金及び自社研究のうち、以下に該当するものについては原価から除くべきである。

- i) 料金値上げの際における費用の優先度が低い研究
- ii) 海外の会議や団体に参加し、情報収集を行う研究であって実質的に団体費に類似するもの
- iii) 重複している研究

※なお、研究成果については、広く社会に普及するよう、既に公表されている内容をより充実させるべきである。

- ② 電中研の分担金については、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用を分担するものであり、分担金に含まれる人件費については、関西電力及び九州電力のコスト削減努力並に原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、関西電力及び九州電力のコスト削減努力に照らし、10%減額すべきである。

(13) 諸費

① 寄付金

- i) 九州電力の大牟田市特定呼吸器疾病救済事業への寄付金については、火力発電所の操業に起因した過去のSO_x(硫黄酸化物)排出に伴う補償的な意味を有しているなど合理的な理由があることから原価への算入を認めるが、これ以外の寄付金については、審査要領のとおり、原価へ算入されていないことを確認した。(関西電力は今回の申請では計上なし)

② 団体費

- i) 海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センターについては、事業目的など合理的な理由があることから、原価への算入を認めるが、これ以外の団体費については、審査要領のとおり、原価へ算入されていないことを確認した。

(参考)電気料金審査専門委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果⑨

③その他

通信運搬費など過去実績等を踏まえ個別の積み上げで算定しているが、積算の考え方が統一されていないことが確認された。このような項目については、実勢をより反映している直近(平成23年度)実績をベースに、増額について合理的な説明ができない部分については原価から減額すべきである。

(14)電気料貸倒損

①当年度の電灯・電力収入に改定率を乗じた額を基に算定されるため、査定による改定率の変更分を反映すべきである。

(15)共有設備費等分担額・同(貸方)

①既存の協定書または実施計画書に基づき適正に算定されていることを確認した。

(16)建設分担関連費振替額(貸方)

①個別原価の査定による電気事業工事資金の減額を反映すべきである。

(17)附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)

①附帯事業営業費用に平成21～23年度実績を乗じて算定されていることを確認した。

(18)電力費振替勘定(貸方)

①個別原価の査定による改定率の変更分を反映すべきである。

(19)株式交付費

①過去の支払実績等により適正に算定されていることを確認した。(関西電力は今回の申請では計上なし)

(20)社債発行費

①過去の支払実績、実施計画等により適正に算定されていることを確認した。

(21)遅収加算料金

①九州電力は、平成26年10月分の電気料金から延滞利息制度に移行することとしており、それまでの間に発生する遅収加算料金について、過去の発生実績等に基づき適正に算定されていることを確認した(関西電力は今回の申請では計上なし)。

(参考)電気料金審査専門委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果⑩

(22) 託送収益

①既契約及び前提計画等に基づいて適正に算定されていることを確認した。

(23) 事業者間精算収益

①「一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令」及び前提計画等に基づいて算定されていることを確認した。

(24) 電気事業雑収益

<関西電力>

①アンシラリーサービス料金に係る算定の一部において、収入の伸びと考えられる要因に相関させて収入を想定しているが、当該要因の伸びと収入の伸びとの相関性がないと考えられるものは、収入そのものの伸びで再算定して足らざる部分については、原価から減額すべきである。

<九州電力>

①アンシラリーサービス料金、諸工料、共架料に係る算定の一部において、収入の伸びと考えられる要因に相関させて収入を想定しているが、当該要因の伸びと収入の伸びとの相関性がない等と考えられるものは、収入そのものの伸び等で再算定して足らざる部分については、原価から減額すべきである。また、臨時工事費、諸工料に係る算定の一部において、単価請負工事を前提に想定しているが、当該単価を現時点で見直して回収不足が発生しないよう、見直し後の単価で再算定して足らざる部分については、原価から減額すべきである。

(25) 預金利息

①過去の実績等に基づいて適正に算定されていることを確認した。

【東北・四国】

(1)廃棄物処理費、消耗品費、託送料、委託費、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費

①上記調達費用に関し、今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額すべきである。

(2)廃棄物処理費

①低レベル放射性廃棄物処理費(埋設費)の算定誤りを修正することにより原価から減額すべきである。

(3)消耗品費

①図書費については、業務上必要性が認められないものや過大となっているものは料金原価から除くべきである。

(4)補償費

①汚染負荷量賦課金については、既に確定している平成25年度料率及び平成24年度排出量実績を反映させるべきである。

②「①」以外の費目については、法令、締結済の契約、覚書等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(5)賃借料

<共通>

①道路占用料、水面使用料、線路使用料、電柱敷地料、線下補償料は法令及び契約等に基づく義務的借料であるため、過去の支払実績、料率改定動向調査、協定書等により適正に算定されていることを確認した。

②顧問・相談役にかかる費用(執務スペース、社用車、社宅)については、料金原価へ算入されていないことを確認した。

③借地借家料のうち、社宅・寮については、合理的な理由なく入居率が90%(※)を下回る部分は、電気事業の運営上必要不可欠とは言えない費用であることから料金原価から減額すべきである。また、周辺物件の平均的賃料水準を上回る部分についても料金原価から減額すべきである。ただし、発電所や変電所に付随した社宅・寮については、必要となる都度手当することが困難であることから、一般管理(業務)に整理されている社宅・寮のみ減額の対象とする。

※「住宅・土地統計調査(総務省)の空き家率の算出 平成20年度」を参考とした。

(参考)電気料金審査専門委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果⑫

<東北電力>

- ①借地借家料のうち、社宅・寮の賃料については、平成24年度の減額交渉分を平成25～27年度の料金原価に反映したものとすべきである。

<四国電力>

- ①借地借家料のうち、ショールームのような販売促進にかかる施設については料金原価から除くべきである。

(6)託送料

<共通>

- ①託送料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(電気事業法第24条の4(卸電気事業者の振替供給)に基づく届出を受けているもの)について、今後契約を締結するものについては、東北電力及び四国電力に対し自社が適用される事業報酬率での交渉を行うことを前提に、当該報酬率を上回る分を料金原価から減額すべきである。また、法人税等についても、税制改正により想定される法人税率等を上回る分について料金原価から減額すべきである。

<東北電力>

- ①託送料に係る算定の一部において、他の電力会社の料金改定等を踏まえ、最新の単価に置き換えて再算定して上回る部分について料金原価から減額すべきである。

(7)事業者間精算費

- ①「一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令」及び前提計画等に基づいて算定されていることを確認した。

(8)委託費

<東北電力>

- ①委託会社との協議により、平成24年度に単価削減できたものについては、平成25～27年度も平成24年度の単価削減を反映したものであることを確認した。
- ②販売促進にかかる費用や普及開発関係費に類似する費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くべきである。

(参考)電気料金審査専門委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果⑬

<四国電力>

- ①小型ヘリコプター優先契約については、災害時の巡視等に用いるものであるため、災害復旧修繕費の査定の考え方を準用して算定した額との差額を減額すべきである。
- ②LNG貯蔵業務委託に係る事業報酬率については、四国電力の査定において適応される事業報酬率との差額分を減額すべきである。

(9)損害保険料

①原子力関係

- i)「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」に基づき適正に算定されていることを確認した。

②原子力以外

- i)既存契約等に基づき適正に算定されていること確認した。

(10)原子力損害賠償支援機構一般負担金

- ①「原子力損害賠償支援機構法」及び関係法令に基づいて、今後負担することになると想定される金額が適正に織り込まれていることを確認した。

(11)普及開発関係費

- ①審査要領において、原価への算入を認めないこととされている販売促進を目的とした広告宣伝費、オール電化関連費用、PR館の販売促進関連費用については、原価算入されていないことを確認した。
- ②他方で、節電や省エネ推進を目的としたものであっても、PR・コンサルティング活動は販売促進的側面が強いと考えられることから、料金原価から除くべきである。
- ③電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供のみ原価算入を認めるが、ホームページやパンフレット・チラシ等を利用したものなど、厳に必要なもののみ原価算入を認めるべきである。
- ④台風災害等による停電関係広報のように、上記以外の媒体を使用せざるを得ないものについては原価算入を認めるべきである。

(参考)電気料金審査専門委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果⑭

- ⑤特定の電子ツールを用いたり、特定の需要家に限定した専用サイトを利用した情報提供、または企業イメージ的な調査・広報誌や他の取り組みと重複していると考えられる費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低いと考えられるため料金原価から除くべきである。
- ⑥普及開発関係費のうち、団体費的な性格を持つ費用(研究会や懇談会等の活動費用等)については、料金原価から除くべきである。
- ⑦PR館に付随する植物園、緑地管理費等の電気事業に供しない施設に係る費用については料金原価から除くべきである。
- ⑧原子力広報についても、イメージ広告に近い情報発信等については料金原価から除くべきである。

(12)養成費

<東北電力>

- ①公的資格取得にかかる奨励金は、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くべきである。

<四国電力>

- ①関連会社への出向者が受講する、現業技術の教育・訓練等に関連する費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くべきである。

(13)研究費

- ①電中研などの分担金及び自社研究のうち、以下に該当するものについては料金原価から除くべきである。

- i) 電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低い研究
- ii) 海外の会議や団体に参加し、情報収集を行う研究であって実質的に団体費に類似するもの
- iii) 重複している研究

※なお、研究成果については、広く社会に普及するよう、既に公表されている内容をより充実させるべきである。

- ②電中研の分担金については、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用を分担するものであり、分担金に含まれる人件費については、東北電力及び四国電力のコスト削減努力並に料金原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、東北電力及び四国電力のコスト削減努力に照らし、東北電力は10%、四国電力は10.5%減額すべきである。

(参考)電気料金審査専門委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果⑮

- (14) 諸費
- ① 寄付金
- i) 審査要領のとおり、料金原価へ算入されていないことを確認した。
- ② 団体費
- i) 海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センター、日本卸電力取引所(※)については、事業目的など合理的な理由があると考えられることから、料金原価への算入を認めるが、これ以外の団体費については、審査要領のとおり、料金原価へ算入されていないことを確認した。(※)四国電力のみ原価算入。
- ＜東北電力＞
- ① 顧問・相談役にかかる費用(車両「タクシー利用」)については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めるべきではないとの考え方を踏まえ、料金原価から除くべきである。
- ＜四国電力＞
- ① 原価算定期間に実施する使用済核燃料の構内輸送は、関連会社の技術力維持を目的として実施する面があるため、これらに係る費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くべきである。
- ② 顧問・相談役にかかる費用(旅費等)については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めるべきではないとの考え方を踏まえ、料金原価から除くべきである。
- (15) 電気料貸倒損
- ① 当年度の電灯・電力収入に改定率を乗じた額を基に算定されるため、査定による改定率の変更分を反映すべきである。
- (16) 共有設備費等分担額・同(貸方)
- ① 既存の協定書または実施計画書に基づき適正に算定されていることを確認した。
- (17) 建設分担関連費振替額(貸方)
- ① 個別原価の査定による電気事業工事資金の減額を反映すべきである。
- (18) 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)
- ① 過去の実績等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(参考)電気料金審査専門委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果⑯

(19)電力費振替勘定(貸方)

①個別原価の査定による改定率の変更分を反映すべきである。

(20)社債発行費

①過去の支払実績、実施計画等により適正に算定されていることを確認した。

(21)遅収加算料金

①過去の発生実績等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(22)託送収益

①既契約及び前提計画等に基づいて適正に算定されていることを確認した。

(23)事業者間精算収益

①「一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令」及び前提計画等に基づいて算定されていることを確認した。

(24)電気事業雑収益

<東北電力>

①契約超過金に係る算定において、過去実績に比べて減収を見込んでいるが、合理的な理由がないため、過去実績と比べて足らざる部分について料金原価から減額すべきである。

<四国電力>

①電柱広告料に係る算定において、電柱広告料単価を前提に想定しているが、当該単価を現時点で見直して回収不足が発生しないよう、見直し後の単価で再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。

②雑口に係る一部の算定について、過去実績に比べて減収を見込んでいるが、合理的な理由がないため、過去実績と比べて足らざる部分について料金原価から減額すべきである。

(25)預金利息

＜東北電力＞

- ①預金利息に係る算定において、過去実績と比べて減収を見込んでいるが、合理的な理由がないため、過去実績と比べて足らざる部分について料金原価から減額すべきである。

＜四国電力＞

- ①預金利息に係る算定において、収入の伸びと考えられる要因に相関させて収入を想定しているが、当該要因の伸びと収入の伸びとの相関性がないと考えられるので、収入そのものの伸びで再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。

(26)平成24年度実績置き換え

- ①上記のほか、申請時点における直近実績(平成21～23年度平均等)を基に算定している料金原価について、平成24年度実績が確定したことに伴い、当該実績を直近実績に反映(平成22～24年度平均等)した料金原価に補正を行うべきである。

【北海道】

(1)廃棄物処理費、消耗品費、託送料、委託費、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費

①上記調達費用に関し、今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額すべきである。

(2)廃棄物処理費

①低レベル放射性廃棄物処理費(埋設費)の算定誤りを修正することにより料金原価から減額すべきである。

(3)消耗品費

①図書費については、業務上必要性が認められないものや、過大となっているものは料金原価から除くべきである。

(4)補償費

①法令、締結済の契約、覚書等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(5)賃借料

①道路占用料、水面使用料、線路使用料、電柱敷地料は法令及び契約等に基づく義務的借料であるため、過去の支払実績、料率改定動向調査、協定書等により適正に算定されていることを確認した。

②借地借家料のうち、合理的な理由なく入居率が90%(※)を下回る社宅・寮についての下回る部分は、電気事業の運営上必要不可欠とは言えない費用であることから料金原価から減額すべきである。また、周辺物件の平均的賃料水準を上回る部分についても原価から減額すべきである。ただし、発電所や変電所に付随した社宅・寮については、必要となる都度手当することが困難であることから、一般管理(業務)に整理されている社宅・寮のみ減額の対象とする。

※「住宅・土地統計調査(総務省)の空き家率の算出 平成20年度」を参考とした。

③顧問にかかる費用(社宅)については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めるべきではないとの考え方を踏まえ、料金原価から除くべきである。

④借地借家料のうち、ショールームのような販売促進にかかる施設や保養所のような電気事業に供しない施設にかかるものについては料金原価から除くべきである。

(参考)電気料金審査専門委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果⑱

(6) 託送料

- ① 託送料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(電気事業法第24条の4(卸電気事業者の振替供給)に基づく届出を受けているもの)のうち、今後契約を締結するものについては、税制改正により想定される法人税率等を上回る分について料金原価から減額すべきである。
- ② 託送料に係る算定の一部において、他の電力会社の料金改定等を踏まえ、最新の単価に置き換えて再算定して上回る部分について料金原価から減額すべきである。

(7) 事業者間精算費

- ① 事業者間精算費に係る算定の一部において、他の電力会社の料金改定等を踏まえ、最新の単価で置き換えて再算定して上回る分について料金原価から減額すべきである。

(8) 委託費

- ① 情報システム関連費用のうち、お客さま系システム(需要家との契約や料金計算、請求などの重要業務を処理するシステム)に係るホスト計算機からオープン系への更新費用については、電気料金の値上げを行う状況であること、及び、電気料金システム改革の詳細制度設計が今後行われる中で情報システムの再構築に着手することは時期尚早と考えられることから、緊急性のあるもの以外については、料金原価から減額すべきである。
- ② 販売促進にかかる費用や普及開発関係費に類似する費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から減額すべきである。

(9) 損害保険料

① 原子力関係

- i) 「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」に基づき適正に算定されていることを確認した。

② 原子力以外

- i) 既存契約等に基づき適正に算定されていること確認した。

(10) 原子力損害賠償支援機構一般負担金

- ① 「原子力損害賠償支援機構法」及び関係法令に基づいて、今後負担することになると想定される金額が適正に織り込まれていることを確認した。

(参考)電気料金審査専門委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果②⑩

(11)普及開発関係費

- ①審査要領において、原価への算入を認めないこととされている販売促進を目的とした広告宣伝費、オール電化関連費用、PR館の販売促進関連費用については、原価算入されていないことを確認した。
- ②他方で、節電や省エネ推進を目的としたものであっても、PR・コンサルティング活動は販売促進的側面が強いと考えられることから、料金原価から除くべきである。
- ③電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供のみ原価算入を認めるが、ホームページやパンフレット・チラシ等を利用したものなど、厳に必要なものののみ原価算入を認めるべきである。
- ④台風災害等による停電関係広報のように、上記以外の媒体を使用せざるを得ないものについては原価算入を認めるべきである。
- ⑤特定の電子ツールを用いたり、特定の需要家に限定した専用サイトを利用した情報提供、または企業イメージ的な調査・広報誌や他の取り組みと重複していると考えられる費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低いと考えられるため料金原価から除くべきである。
- ⑥普及開発関係費のうち、団体費的な性格を持つ費用(研究会や懇談会等の活動費用等)については、料金原価から除くべきである。
- ⑦PR館に付随するスイミングプール管理費等の電気事業に供しない施設に係る費用については料金原価から除くべきである。
- ⑧原子力広報についても、イメージ広告に近い情報発信等については料金原価から除くべきである。

(12)養成費

- ①研修先の設定する単価が、単価表において予め決まっていることを確認した。

(13)研究費

- ①電中研などの分担金及び自社研究のうち、以下に該当するものについては料金原価から除くべきである。
 - i) 電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低い研究
 - ii) 海外の会議や団体に参加し、情報収集を行う研究であって実質的に団体費に類似するもの
 - iii) 重複している研究

※なお、研究成果については、広く社会に普及するよう、既に公表されている内容をより充実させるべきである。

(参考)電気料金審査専門委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果②①

②電中研の分担金については、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用を分担するものであり、分担金に含まれる人件費については、北海道電力のコスト削減努力並に原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、北海道電力のコスト削減努力に照らし、10%減額すべきである。

(14) 諸費

① 寄付金

i) 審査要領のとおり、料金原価へ算入されていないことを確認した。

② 団体費

i) 諸会費(北海道地区広域共同防災協議会)及び事業団体費(海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センター、原子力環境整備促進・資金管理センター、日本卸電力取引所)については、事業目的など合理的な理由があると考えられることから、原価への算入を認めるが、中央電力協議会については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、料金原価から除くべきである。

③ 顧問・相談役にかかる費用(旅費)については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めるべきではないとの考え方を踏まえ、料金原価から除くべきである。

(15) 電気料貸倒損

① 当年度の電灯・電力収入に改定率を乗じた額を基に算定されるため、査定による改定率の変更分を反映すべきである。

(16) 共有設備費等分担額・同(貸方)

① 既存の協定書または実施計画書に基づき適正に算定されていることを確認した。

(17) 建設分担関連費振替額(貸方)

① 個別原価の査定による電気事業工事資金の減額を反映すべきである。

(18) 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)

① 過去の実績等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(19) 電力費振替勘定(貸方)

① 個別原価の査定による改定率の変更分を反映すべきである。

(20) 社債発行費

①過去の支払実績、実施計画等により適正に算定されていることを確認した。

(21) 遅収加算料金

①過去の発生実績等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(22) 託送収益

①既契約及び前提計画等に基づいて適正に算定されていることを確認した。

(23) 事業者間精算収益

①「一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令」及び前提計画等に基づいて算定されていることを確認した。

(24) 電気事業雑収益

①IPP契約の解約に伴う違約金について、申請においては、通常は発生しない極めて稀な事象に伴う収益であり、かつ今回の例では金額的な重要性も大きいとして「特別利益」として計上され、料金原価には織り込まれていない。一方で、類似の事例について、実決算において「電気事業の運営に伴って通常発生するもの」として扱っている会計整理の実例として以下のようなものがある。

- FITへの移行による解約に伴う精算金に係る収益について、北海道電力においては、初めて発生した収益であり、今後は、継続的に発生する見込みのない収益を「電気事業雑収益」で整理。
- IPP契約の解約に伴う違約金に係る収益について、他の電力会社においては、IPP契約締結後、営業運転開始前に、IPP事業者からの解約申し出によって発生したものがあり、現時点でも他の電力会社以外では発生していない稀な事象に伴う収益を「電気事業雑収益」で整理。

以上の実例を踏まえると、今回の申請において織り込まれなかった違約金についても、「電気事業の運営に伴って通常発生するもの」に該当すると判断し、会計規則上は「電気事業雑収益」(算定規則上は控除収益)として整理し、当該違約金に係る収益について料金原価から減額すべきである。

②電柱広告料に係る算定において、子会社との契約に基づき、過去に取り決めた電柱使用利用率で算定して織り込んでいるが、当該利用率の根拠がないため、子会社における電柱広告事業収支を確認して収益折半となるよう、料金原価から減額すべきである。

(参考)電気料金審査専門委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果②③

- ③諸工料に係る算定の一部において、単価請負工事を前提に想定しているが、当該単価を現時点で見直して回収不足が発生しないよう、見直し後の単価で再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。
- ④アンシラリーサービス料に係る算定において、改定後の新単価ではなく、旧単価に小売り料金の改定率を乗じて算定しているが、改定後の新単価で再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。

(25) 預金利息

- ①預金利息に係る算定において、収入の伸びと考えられる要因に相関させて収入を想定しているが、当該要因の伸びと収入の伸びとの相関性がないと考えられるので、収入そのものの伸びで再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。

(26) 平成24年度実績置き換え

- ①上記のほか、申請時点における直近実績(平成21～23年度平均等)を基に算定している料金原価について、平成24年度実績が確定したことに伴い、当該実績を直近実績に反映(平成22～24年度平均等)した料金原価に補正を行うべきである。